

## 多自然居住拠点都市の要件（案）

定住自立圏構想の中心市に該当しない市のうち、人口4万人以上でDIDが存在する市又はDID人口1万人以上の市で、周辺に下記要件を満たす後背地市町村が存在すること。

多自然地域にある人口4万人未満の市町村（定住自立圏構想の中心市の10%通勤通学圏は除く）で、次のいずれかに該当。

- (1) 昼夜間人口比率が1以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上
- (2) 昼夜間人口比率が0.9以上で、上記割合が20%以上

※多自然地域の市町村とは、国立・国定公園に属するか、林野率80%以上の市町村（首都圏整備法の既成市街地・近郊整備地帯、中部圏開発整備法の都市整備区域、近畿圏整備法の既成都市区域・近郊整備区域に含まれる市町村を除く）をいう。

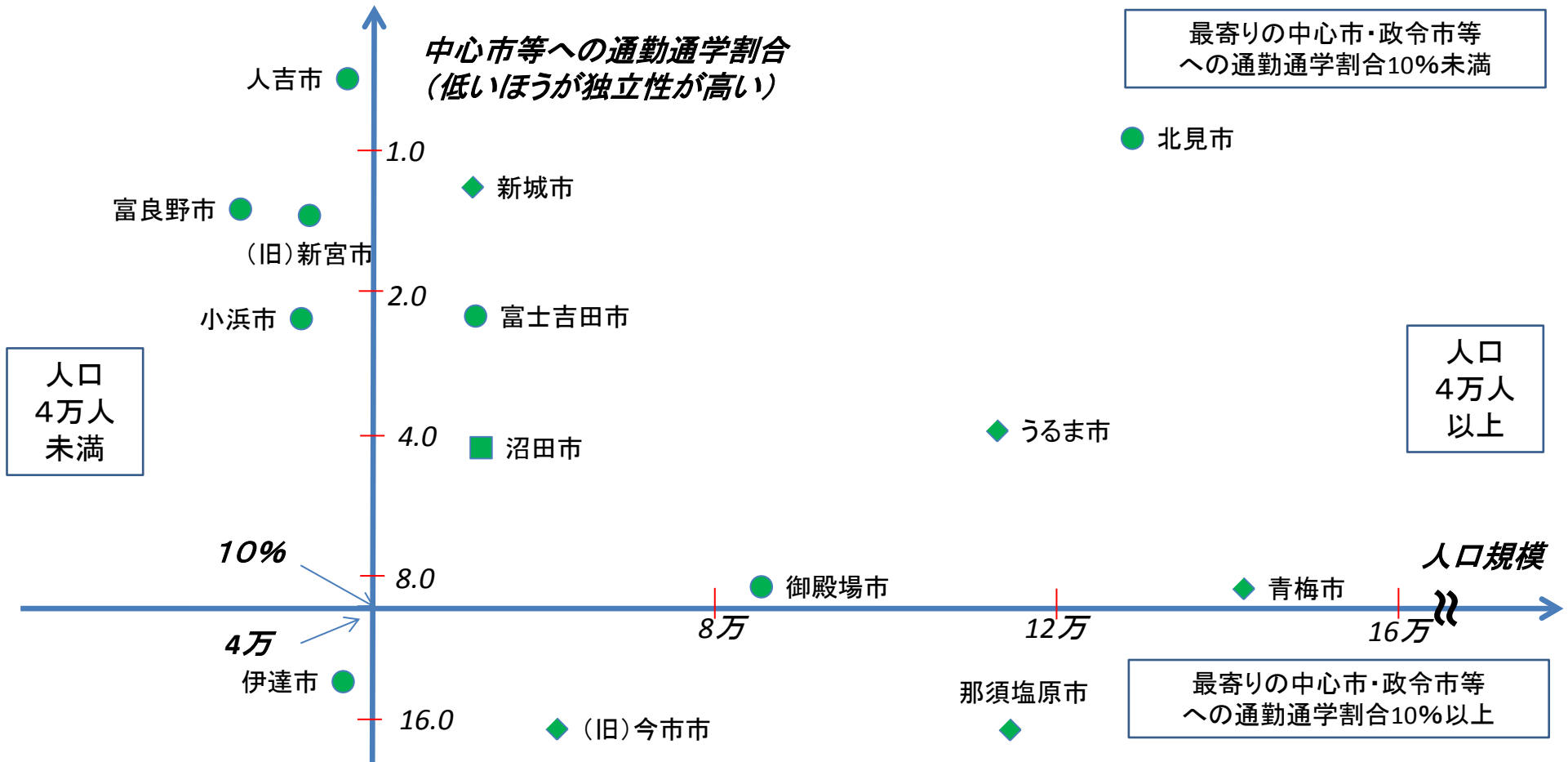
○次のいずれかに該当する市は除く

- ①政令市・特別区に対する通勤通学割合が10%以上である市
- ②居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上である後背地市町村（人口4万人未満）への通勤通学者数の合計が300人未満である市
- ③平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た市であって、合併関係市町村が町村のみである市

○次のいずれかを満たす場合は、広域的な合併を経た市に関する特例として、圏域を形成することが可能。

- ①合併関係市町村数5以上
- ②合併関係市町村以外に居住拠点都市から10%以上の通勤通学者がある後背地市町村が存在

# 多自然居住拠点都市等の状況



(凡例)

- 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持ち、かつ、後背地への通勤通学者を加えると昼夜間人口比率が1以上の市
- ◆ 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持つが、後背地への通勤通学者を加えても昼夜間人口比率が1未満の市
- 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持たないが、後背地への通勤通学者を加えると昼夜間人口比率が1以上の市